

国 民 年 金

住民課 ☎ 83-2182

国民年金は、公的年金制度の土台として全国民共通の基礎年金を支給する制度です。老後の生活の保障、あるいは思わぬケガや病気などで障害が残ったり、生計を維持している人が亡くなったときなどに生活の安定を図るための年金が支給されます。

平成30年3月5日から年金手続きの際には、個人番号（マイナンバー）が必要になりました。

□ 国民年金に加入する人

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で加入者は3種類に分けられます。

第1号被保険者	自営業者や学生などで、厚生年金保険や共済組合に加入していない方とその配偶者
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合に加入している方
第3号被保険者	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

□ 希望すれば加入できる人（任意加入）

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人で老齢基礎年金を受けていない人
- 70歳未満の人で受給資格期間を満たしていない人
- 海外に在住の20歳以上65歳未満の日本人

□ 国民年金（拠出）から支給される年金

すべての年金額は毎年物価スライドによって改定されます。

●老齢基礎年金

保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が、10年以上ある人が65歳になったときから受けられます。

○年金を受けるために必要な期間

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
 - ② 国民年金の保険料の免除を受けた期間
 - ③ 任意加入できる人が加入しなかった期間など（合算対象期間）
 - ④ 昭和36年4月以後の厚生年金保険（船員を含む）の被保険者または共済組合の組合員期間
 - ⑤ 第3号被保険者であった期間
- これらを合計して10年以上（生年月日により年数が違います）の期間が必要です。

●障害基礎年金

国民年金加入中などに障害者になったときや、20歳前の障害で、障害等級の1・2級に該当したとき支給されます。

●遺族基礎年金

国民年金に加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族で、18歳未満（障害者は20歳未満）の子供がいる妻・夫、または子に支給されます。

○受けられる要件

次の①から④のいずれかに該当する人が死亡したとき。

- ① 国民年金の被保険者であること。
- ② 国民年金の被保険者であった人で、
60歳以上65歳未満であること。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者であること。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人であること。

●寡婦年金

10年以上婚姻関係にあった夫を亡くした妻へ、亡くなった夫が次の要件に該当したとき、60歳から65歳の間に支給されます。

- ① 第1号被保険者であった間の保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて10年以上（生年月日により年数が違います）あること。
 - ② 障害基礎年金の受給権者であったことがないこと。
 - ③ 老齢基礎年金を受けたことがないこと。
- 以上3つの要件を全て満たしていること。

●死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金も障害基礎年金も受けずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

□ 保険料

保険料は毎年物価スライドによって改定されます。

日本年金機構から送付された納付書で銀行・郵便局等の金融機関、コンビニエンスストアで納められます。

保険料の前納制度や口座振替早割制度を利用すると保険料が割引になります。

保険料を納められないときは

所得が少なく保険料の納付が困難な人のために免除制度があります。

●法定免除

障害基礎年金、障害厚生年金の1級2級を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料の全額が免除されます。

●申請免除

① 保険料免除制度

申請者、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合、または天災や失業などで保険料を納付する事が困難な特別な理由がある場合に、保険料の納付が「全額免除」または「一部免除」になります。

② 納付猶予制度

50歳未満の方で申請者と配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※免除・猶予されていた期間の保険料は、受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、あとから納める事（追納）ができます。

●産前産後期間免除制度

国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間（出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間〔多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間〕）の保険料が届出により全額免除されます。

□ こんなとき、手続きを忘れずに

こんなとき	こんな手続き	手続きに必要なもの
住所や氏名が変わったとき	国民年金の加入者で、保険料を口座振替で納めている場合は金融機関の変更手続きを忘れずに行ってください。	・年金手帳または基礎年金番号通知書
会社などに就職したとき (厚生年金などに加入したとき)	国民年金の加入者(第1号被保険者・第3号被保険者)が会社などに就職し、職場の年金に加入したときは、会社などへ届け出てください。 (被扶養配偶者がいる人は併せて手続きしてください)。ただし、国民健康保険証が変わる場合は町へも届出が必要です。	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・健康保険証または資格確認書
会社などを退職したとき (厚生年金などの加入者でなくなったとき)	職場の年金に加入していた人が、60歳前に退職したら、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください(被扶養配偶者がいる人は併せて手続きしてください)。	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・退職した日のわかる証明書
被扶養配偶者(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、配偶者の退職により被扶養配偶者でなくなった人は、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください。	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・被扶養者ではなくなった日がわかる証明書
★上記その他年金の手続きには、マイナンバー及び本人確認書類が必要です。		

□ 年金相談に関する問い合わせは、『ねんきんダイヤル』へ

- ・ 一般的な問い合わせ
☎ 0570-05-1165
- ・ ねんきん定期便・ねんきんネットの問い合わせ
☎ 0570-058-555
- ・ 年金の加入に関する問い合わせ
☎ 0570-003-004

□ 青梅年金事務所 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階

☎ 0428-30-3410 (代表)

□ 年金の予約相談

全国の年金事務所において、年金の予約相談を実施しています。

予約相談実施日時：月曜日～金曜日 午前 9時00分～午後4時00分

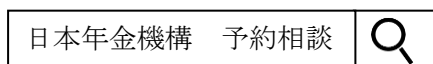
土曜日開所日 午前10時00分～午後3時00分

延長開所日 午前 9時00分～午後6時00分

(ご連絡の際は基礎年金番号のわかるものをご用意ください。)

『予約受付専用電話』 ☎0570-05-4890

インターネットからの予約（年金請求に関する手続き）



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do